

笛吹市景観計画 第4回策定委員会議事録

1. 開催日時：平成24年2月7日（火）14：00～16：00

2. 開催場所：笛吹市役所 八代支所 2階 会議室

3. 議 題

- 景観まちづくりの推進に向けて
- 計画書素案について

4. 出席者

出席委員：13名、欠席委員：4名、事務局、コンサルタント

5. 審議内容

(1) 景観まちづくりの推進に向けて

- 資料に基づいて、「景観まちづくりの推進に向けて」について説明を行った。（説明：事務局）

(委員長)

- ・「笛吹市における推進体制のイメージ」の中の「行政は……」の文章が固い印象を受ける。下の図では「支援・助成」という矢印が入っているが、文章の中ではその内容がうまく表現されていない気がする。
- ・行政は公共事業などで頑張って景観づくりを実行するという面と、市民を支援・助成するという面があると思う。
- ・書きっぷりの問題であるので、検討できたらわかりやすくなると感じた。
- ・「市民の自発的な活動への支援（例）」について、景観形成活動団体に登録したらどうなるのかということが見えない気がする。
- ・登録した団体が権限を持つということよりも、市が情報を集めて、それぞれの団体の情報交換の場になったり、何か活動をする時に他の団体と協働するような活動が生まれたりといったことを狙っているのではないかと思う。その辺りの記述も少し入れた方がいいのではないかと思う。
- ・「②「景観形成推進ゾーン」における景観まちづくりの推進」について、図の中では8ヶ所の景観形成推進ゾーンが示されているが、文章は12ヶ所となっている。これは何か。
- ・第4章の3で芦川地区の景観形成重点地区について記述している。8ヶ所の景観形成推進ゾーンの中から、まず芦川地区を取り上げたということについて、なにか一言あるといいと思う。
- ・「景観重要建造物及び景観重要樹木の指定」の記述について、行政が手元に置いておく資料であれば説明する必要はないと思うが、一般の市民やこれから活動をしていく市民が読んだ時に、指定された時のメリットについて一言記述があるといいと思う。指定されると相続税が減免になるといったことがある。
- ・「施策の段階的な推進」について、「〇年以内」となっているのでまあいいと思うが、「着手」となっている点が気になる。
- ・特に「行政の体制や仕組みづくり」の項目の内容については、もう少し前倒しにできたらいいと思う。

- ・「景観協議会」はどちらかというと自由に意見を言うような場であると思う。
- ・景観行政が始まって1年位たつと、例えば「屋根は陸屋根を避ける」といった内容について、「その根拠はなにか、なぜなのか説明してもらいたい」といった窓口で説明に迷うような案件が出てくると思う。
- ・最初は景観協議会で協議するような議題がないかもしれないが、少しずつ準備をしておくことも必要である。
- ・協議会のテーマの中で、地域を皆で歩いて景観について考えてみるといったこともあってもいいのではないかな。
- ・住民の方の活動は、いつまでという時間的な区切りはない。ずっと続くものである。しかし行政は計画が出来上がってしまうと、その後スピードダウンしてしまう自治体が非常に多い。計画が出来上がったあと、間をあげずにどんどん進めていってほしいと思う。
- ・先日、県で主催したシンポジウムで、忍野村と山梨市の事例紹介があった。それらの事例を見ると、行政の動きが速い。景観計画が出来た後、直ぐに国からの事業をとって、そのお金を使って、住宅の屋根の色を塗るなどの支援をしている。

(事務局)

- ・文章が固いという点については、文章を少し検討したいと思う。
- ・「市民の自発的な活動への支援(例)」については、情報交換、交流の場といったことも記述していきたいと思う。
- ・景観協議会については皆で話し合い、共有していけるといった内容を追加したいと思う。
- ・景観形成推進ゾーンの所数については修正したいと思う。
- ・第4章—3冒頭の記述については、景観形成推進ゾーンの記述から芦川地区の景観形成重点地区に移っていく間の記述を追加していきたいと思う。
- ・景観重要建造物及び景観重要樹木に指定された時のメリット・デメリットについて記述していきたいと思う。
- ・当面取り組むべき施策の着手時期については、この場で決定することは出来ないの、庁内で協議し、前倒しできるように検討していきたいと思う。

(委員)

- ・芦川地区の景観形成重点地区の内容は、まだ地域には出していないものか。

(事務局)

- ・まだ地区には出していない。

(委員)

- ・芦川地区には、国の重要文化財としていきたいような建物がある。
- ・当然すべての民家を指定する訳にはいかないの、そのうちの何軒かを指定していくことになる。
- ・その文化財を核にして、どのような地域の景観形成を進めていくかという作業になると思う。
- ・石垣については、史跡として国の文化財にしていくことが考えられる。
- ・建物や石垣について、個人が所有しているのか、公共が所有しているのかということがある。
- ・建物一軒一軒を整備していくには、膨大な費用がかかる。そのため、国の文化財にしてもらい、国で建物を買ってあげてもらおうといった方法も考えられる。
- ・買上げない場合にも、国・県・市が費用負担をして整備することが考えられる。
- ・何から手を付けていくかという時に、まずは国の重要文化財の指定に向けた作業を先行して進めていった方がいいような気がする。

(委員長)

- ・この景観計画の中では、面的な取り組みが中心となっているが、点的な重要文化財の指定を先行的に進めていくことで、全体の景観づくりにも動きが出てくるという意見である。

(事務局)

- ・いま指摘頂いた点は「3）歴史文化的景観の保存に関する既存制度の活用」に考え方を示している。
- ・文化財保護法に基づく「伝統的建造物保存地区」の指定に向けては、既に取り組みがスタートしている。まずは、建物の文化財の指定に向けて取り組みを進めている。
- ・景観という観点からは、建築物群だけでは周辺の景観が良好に保持できないということがある。
- ・当初は文化財保護法に基づく文化的景観の導入を検討していたが、この委員会でご意見やご指摘を頂戴し、今後導入が考えられる制度として、大きく3つの制度を取り上げることとした。
- ・景観全体という面から景観形成重点地区をしっかりと指定していくことが一点目、既にある制度を活用するという面から歴史まちづくり法に基づく制度を活用することが二点目、三点目として文化的景観制度を取り上げている。
- ・どれも少しハードルは高いが、これらを次のステップとしてやっていこうというのが、芦川地区の景観形成の手順と考え方である。

(委員長)

- ・さきほどの委員の意見は、個々の建物の文化財の指定の取り組みの推進ということだと思う。
- ・今の説明は文化的景観の話だと思う。

(事務局)

- ・事務局としての考え方は、いまコンサルタントから説明した通りである。
- ・さきほど委員から意見のあった、ひとつひとつの文化財を核にして、そこから広げていくという方法も当然考えられる。
- ・両方の手法がうまく両立するように、文化財の担当部署と連携を図りながら柔軟に取り組んでいきたいと思う。

(委員)

- ・伝統的建造物群保存地区は、早川町の赤沢宿のようなものをイメージする。
- ・保存地区の指定は国がやるものではない。笛吹市で伝統的建造物群保存地区に指定し、それを文化庁に申請し、国で認めてもらうと重要伝統的建造物群保存地区ということになる。
- ・他の文化財は国に申請すると、国から来て、国が決めるが、伝統的建造物群保存地区はまずは笛吹市が決めることになる。それから国に申請するという手順になる。
- ・そういったものを核にして、一番肝心なところから入っていかないと、芦川地区の景観整備というものが絵に描いた餅になってしまう。

(委員長)

- ・伝統的建造物群保存地区を目指すという記述であるが、重要伝統的建造物群保存地区を目指すとは書けないか。
- ・芦川地区は内容的には、重要伝統的建造物群保存地区の可能性が十分にある場所であると思う。

(委員)

- ・内容的には十分大丈夫である。

(委員長)

- ・目指せば重要伝統的建造物群保存地区は十分に行けると思う。
- ・伝統的建造物群保存地区は市が指定するもの、重要伝統的建造物群保存地区は国が指定するものである。支援の内容も変わってくる。

(委員)

- ・伝統的建造物群保存地区の指定をしていくにはかなりの時間がかかる。
- ・市の指定、県の指定、国の指定という段階があり、何年かの時間がかかる。
- ・「景観重要建造物の指定対象(案)」にいくつかのものがあげられている。芦川地区以外においても、国の重要文化財があり、県の指定文化財、市の指定文化財がある。ここに掲げられているもので、既に指定されているものがあるのか教えてもらいたい。
- ・フットパス等で皆さんを案内し、説明するのに、指定されているということは大きな効果がある。
- ・指定されているかいないかによって、認識が大きく変わってくる。
- ・できるだけ多くのものを指定してもらった方がいいのではないかと思う。

(事務局)

- ・景観重要建造物、景観重要樹木の指定は今後していくことになる。
- ・現在は、八代地区において100本程度の樹木について似たような指定がされている。これについては、既に枯れてしまっているものもあり、見直しを行ない、改めて景観重要樹木に指定していくという考えである。
- ・今後、景観重要建造物、景観重要樹木の指定をしていくという記述であり、今のところ、指定されているものは無い。

(事務局)

- ・文化財保護法に基づく文化財に指定されたものは、景観法に基づく景観重要建造物や景観重要樹木には指定できない。二種類の規制を同時にかけることはできないということを補足説明しておく。

(委員長)

- ・一般的には文化財の方が規制が厳しいので、景観重要建造物、景観重要樹木に指定する必要はないということである。

(委員)

- ・「施策の段階的な推進」について、先ほどの説明の中で前倒しもしていきたいとのことであった。
- ・表の上の説明を見ると、「既に取り組みが行われているもの」「直ちに取り組みが可能なもの」「実施するまでに多くの検討期間を要するもの」という3段階になっている。
- ・計画なのでこのような書き方でいいと思うが、時代はどんどん進化し、動いている。今したいと思っていることが、3年後には出来なくなってしまうということもある。そのために景観が大きく崩れてしまうという不安もある。
- ・早期に取り組んでいく必要があるものをピックアップし、進めていった方がいいのではないかと感じる。

(事務局)

- ・現実に明日からでも取り組めるものもこの中にはあると思う。そういったものは速やかに着手していきたいと考えている。
- ・行政で取り組みを進めていく上では、市民の皆さんに理解をして頂き、ついてきてもらうことが重要である。
- ・芦川地区で自主条例を制定する際に、いろいろな問題があった。
- ・芦川地区の住民にしてみれば、建築などに関する規制は生活とかけ離れたものと捉

えられてしまう面がある。

- ・景観形成重点地区の内容については、芦川地区の住民の皆さんと十分相談をした上で進めていきたいと思う。

(委員)

- ・計画書に芦川地区の人口についての記述がある、65歳以上の人口が278人で、そのうち70歳以上が221人である。非常に高齢化が進んでいる。
- ・景観を形成に取り組んでくためには、将来的に芦川地区を担い、守っていく人達が必要である。
- ・人口をどうやって維持していくかということが大きな課題であると思う。
- ・もちろん住民の理解が必要であり、そこからスタートすることになる。
- ・人口を維持していくための施策は計画には書いて無いが、この問題を解決していくための施策を推進していかないと、宝の持ち腐れ、絵に描いた餅になってしまうのではないか。
- ・芦川地区を景観形成重点地区に指定することについては大賛成である。
- ・しかし、芦川地区には課題も多いということを示し上げたい。

(委員長)

- ・内容の修正ではなく、この部分が非常に大事であるという意見である。

(委員)

- ・「観光客等との交流を通じた景観形成の促進」という項目があり、内容的にはこういうことだと思う。
- ・「景観に関する情報の提供」という項目があり、笛吹市のホームページに掲載するという記述になっている。景観のページだけでなく、観光課のページにも是非掲載してもらいたい。
- ・観光客は、市のホームページに情報を取りにくる。観光課で専用のページを立ち上げているのでそちらにも掲載してもらいたい。
- ・その時に、観光客向けにやわらかい解説にしてもらいたい。
- ・内容を全部載せるということではなくて、「芦川地区で重点的な取り組みをしています」という程度でいいと思う。
- ・計画書にいい写真がたくさん掲載されている。旅行会社で企画をたてる時に、市に写真の提供を依頼させることが非常に多い。計画書で使っている写真を貸してもらえるとありがたい。
- ・ホームページの中に写真ボックスのようなものをつくり、使う時にはこういう条件でというものを記載した上で、写真を貸してもらえればいいのではないかなと思う。

(事務局)

- ・観光課のホームページにいろいろな情報が掲載されているが、最近あまり更新されていないように思う。
- ・景観計画の策定に着手したとき、私はホームページからいろいろな写真などを集めたが、お祭りなどいろいろな写真が掲載されていた。
- ・できるだけ定期的に更新していくことを検討したり、お祭りの新しいシーンの写真掲載といったことを、経営企画課の広報担当と連携しながら取り組んでいきたいと思う。
- ・市のホームページと観光協会のホームページをリンクする方策もとっていききたいと思う。

(委員)

- ・「笛吹市観光ナビ」というホームページを昨年の12月に立ち上げた。これまでの市のホームページとは別のものになっている。まだ、情報発信を始めたところである。

(委員)

- ・「笛吹市観光ナビ」の維持管理については、我々「ふえふき旬感ネット」で委託を受けている。
- ・観光物産連盟が主体の民の取り組みということもあるので、このシステムを有効利用すれば、市のホームページより情報の自由度の高いものを作成することができる。
- ・市のホームページには掲載できないものも、いろいろな制約を受けずに情報を発信することができる。
- ・ドメインは市のホームページとは別の「fuefuki-kanko.jp」になってしまうが、市のホームページということにこだわらずに、連携しながらうまく利用してもらえればと思う。

(委員長)

- ・市のホームページの場合、公平性といったことに配慮しなければならない。
- ・観光の情報に関して、市町村のホームページはあまり出来が良くないところが多い。
- ・観光協会やNPOなどが主導権を持って、市はそこに情報を流してあげるといった方向の方がいいように思う。市が一生懸命固いものをつくるよりいいものが出来るのではないかと思う。

(委員)

- ・芦川地区を景観形成重点地区としているが、地元の人達にとって、これはありがたいことなのか、それとも迷惑なことなのか。

(事務局)

- ・平成 21 年度に芦川地区の景観の自主条例をつくった当時、非常にその部分が問題となった。
- ・若彦トンネルの開通にあわせ、景観の自主条例を検討するために、夜、3～4回地域の皆さんに集まってもらった。
- ・(地区外から) 来るものに対しては、どんなことをされるかわからないという不安の意見があった。しかし、住んでいる立場から言うと、あまりに規制が厳しいと、住めなくなってしまうという意見があった。
- ・自分達は我慢できるが、若い人達が我慢できるかという問題があり、議論が戦われた。
- ・芦川地区には確かに残さなければならないものがある。
- ・芦川地区の人口は平成 17 年度の国勢調査時点で 521 人であった。今現在は、500 人を切っているかもしれない。そのうちの 200 人以上が高齢者である。
- ・今以上に高齢化や人口の減少が進むという状況のなかで、新たな規制といったものが受け入れられるかどうかという意見があった。
- ・芦川地区には、地域と連携をとって活動している大学の先生や、東京から移り住んでいる方がいる。今現在は、地域といい関係にあるが、今以上にたくさんの方が入ってきた時にいい関係が継続できるかどうかという意見などがあった。

(委員)

- ・私は今、芦川地区に住んでいる。
- ・今までも、芦川地区に対していろいろな施策をやってもらっている。
- ・今に芦川地区に住んでいる住民はだんだん歳をとり、物事に対して億劫になっている。
- ・息子達は、芦川地区から外に出ており、地区とは無関係というような状況である。
- ・古い家を利用して、維持していくために、飲食業などで活用すればどうにかなるのではないかという話もしたが、住んでいない息子達はこれ以上お金を投入する考えはない、そんなに手を掛けたくないという考えである。

- ・ これまでも、なかなかうまくいかなかった。
- ・ 歳をとるにしたがって、だんだん面倒くさくなり、このままでいいということになってしまう。
- ・ せっかくいいことを考えてもらっているが、住んでいる人にとっては重荷になる場合がある。

(委員長)

- ・ 今回は、景観計画をつくるための会議であるので、景観だけのことしか考えていないが、本来であれば芦川地区をどう再生するかというものがあり、その中のひとつの手段として景観計画や文化財指定といったものがある。
- ・ 全国どこでも過疎地域はこのまま放っておけば限界集落になり無くなっていく。
- ・ しかし、芦川地区には宝がある。何もなければそれさえも出来ない。ただ人口が減って行って集落が無くなるだけである。
- ・ せっかくある宝をなんとか活かして、活性化に結び付けることができないかということが、この景観計画の重要な部分であると思う。
- ・ しかし、書いてあることが規制の内容なので、何か規制が加わって悪いことばかりなのではないかという印象を受けていると思う。
- ・ いざ、伝統的建造物群保存地区、重要伝統的建造物群保存地区になると、さらに規制はかかる。大変難しい部分であると思うが、この地域をどうしていけば持続していくことができるのかという部分について、行政が説得をしていく必要がある。
- ・ 芦川地区には外から入ってきた元気な方達が何人かいる。今は地域との関係がうまくいっているとのことである。その関係は素晴らしいことである。そういった人達に入ってもらい、一緒に地域をつくっていきけるような関係づくりが必要だと思う。
- ・ 景観づくりではなく、総合的なまちづくりを進めていく必要があると思う。

(委員)

- ・ 地域の方達に、岐阜県の白川郷のように、自発的に自分たちの大事な財産を守る、つくっていくという気持ちを持ってもらいたい。
- ・ 私達のような地域外の者は、こういった形では応援できるが、実際に地域に手を下すことはできない。
- ・ 「景観を大事にしましょう」ということで、市である程度の制約をかけてくれたと考える必要がある。それが手枷足枷となる場合もあるが、他の地域で成功している場所がたくさんある。
- ・ 民家を民宿にしてみたり、そこで古民具を売ってみたりという取り組みで地域再生が成功している場所がある。
- ・ 芦川は非常に狭い地域である。白川郷のように広くないので難しい部分もたくさんあると思う。しかし、地域が小さいが故に、古民家があそこにもあるここにもあるというように密集している。これも一つの財産であると思う。
- ・ 全国を見ても、古民家があっちにもあるこっちにもあるというように密集しているところは少ない。
- ・ かなりの財産であることを、地域の方達に自覚してもらいたいと思う。
- ・ 確かに制約はかかる。
- ・ 白川郷では屋根は自分達で葺き替えるというようなことでやっている。自分達でも少しまちづくりをとったことになってくれるといいと思う。
- ・ 屋根を変える時には補助金を出すとかといった方向に動いていけば、家の跡をとった人も困らないのではないか。
- ・ 笛吹市の市民全体で応援していくような形で取り組んでいければと思う。

(委員長)

- ・芦川地区は市の財産、本当は国の財産である。
- ・白川郷では茅葺屋根の葺き替えの時には、結の精神で全国から人が集まってくる。
- ・おこがましいが、応援や、意識を高めるといったことが重要だと思う。

(委員)

- ・重要文化財に指定され制約がかかってくると、若い人達は住みづらくなる。
- ・都会から来る人は、道路は整備されてきれいで、トイレに入れば水洗というような田舎暮らしをイメージしている人が多いように思う。
- ・保護するにあたっては、直せる部分は直す必要がある。
- ・結局のところお金である。市が重点的に芦川地区を支援していかないと、地区だけでやっていくことは無理だと思う。
- ・よそから人にきてもらうということより、本来は、芦川地区が住みやすくなり、芦川の住民、子供、孫が残っていくことが過疎化を防ぐ手段だと思う。
- ・若い人達が外に出てしまうような施策ではいけないのではないかと思う。

(委員長)

- ・規制イコール住みにくくなるということではないと思う。
- ・過疎地域に若い人達が戻ってくるということが一番大事である。
- ・そのためには、景観も含めて、地域の仲がいいとか、暮らしやすい、子育てをするのに地域の人達が手伝ってくれるといった部分も大きいと思う。
- ・景観形成重点地区に指定されると、トイレの水洗化もできないといったことは全く無い。建物の中は改装できる。

(委員)

- ・費用的な部分で市が手伝ってあげれば良いと思う。
- ・地域の人達が誇りを持ってそこに住めるように、市民全体でしていかなければならない。

(委員長)

- ・この議論は、次の景観協議会などで話していく内容になっている。
- ・議論を積み重ねていくことが非常に大事である。
- ・ただ規制をかけるということではなく、地域の人達の意識をいかに高めることができるか、子供から教育をしていくといったことがある。
- ・芦川地区は、どうも、外に出て行った人達が主導権を握っているように思う。
- ・80歳以上の人たちは自分が生きている間は現状維持ということである。外に出てくる人達は、戻ってくるつもりもあまりなく、もう壊した方がいいという考えもあると聞いている。
- ・先進事例はたくさんある。そういうところを参考に組み込んでいけばいいのではないか。

(委員)

- ・景観形成重点地区の指定は面的に行うのかもしれないが、文化財の指定は面的に行うものではない。文化財の指定をする部分と、住民の生活を守っていく部分を棲み分けすればいいのではないか。
- ・近年、豊かさの基準が変わってきている。
- ・芦川地区全体のことを念頭において、地域の意見をよく聞いていく必要がある。
- ・地域の意見を無視して規制や文化財の指定をしていくことはできない。
- ・芦川地区全体をいかに良くしていくかということが最大のテーマである。
- ・文化財の指定を面的にかけるということではない。芦川地区の4つの集落ごとに代表的な建物を文化財に指定し、残していくということである。
- ・その周りを景観の施策で守っていくという棲み分けだと思う。

(委員)

- ・市民・事業者・観光客・行政等の協働という記述があり、大変いいことだと思う。
- ・一般的には、市民・行政・事業者という3本柱のものが多く、観光客という視点を入れてもらうことは大変いいと思う。
- ・山梨県は観光立県に取り組んでおり、市としても観光で市を発展させようとしている時に大変いいと思う。
- ・「市民、事業者、観光客、行政の役割」の記述の中で、観光客の役割をもう少し具体的にできないかと思う。いまの記述は「理解と協力を促していく」というだけである。観光客にこういうことをしてもらおうといったことが記述してあると、イメージが湧くように思う。
- ・しかし「協働による景観まちづくりの推進体制」の項目に行くと、「市民や事業者等は……」という括りになってしまい、観光客は何をやるのかよくわからない。
- ・県では1月30日に美しい県土づくり推進大会を開催し、美しい県土づくり推進会議を設立させてもらった。この会議にはNPOや景観まちづくり団体等、160団体が参加し、盛大に大会を開催することができた。
- ・県では、今後も精力的に応援していくつもりである。
- ・「景観形成活動団体の認定・登録制度の検討」について、委員長より、登録したらどうなるのか、情報交換・情報共有の場になるということはどうなのかという意見があった。県としても推進会議の160団体については、年間を通してどんな活動をしているといったことを公表していくような仕組みを考えている。笛吹市とも一緒になってやっていきたいと思う。
- ・一般の方にとっては、景観計画をつくって規制をかけるというイメージがあると思う。しかし、自分は規制ではないと思っている。当たり前のルールなのではないかと、正直思っている。
- ・かつては、日本の風土・風景というものをつくっていく中で、こういう色は使わない、高さはこの位に抑えるといったことが、暗黙のうちにルールとしてあった。
- ・高度経済成長時代を通して、そういったものが取り払われ、自由になっている部分もあるが、そのために景観的にはめちゃくちゃになってしまった。
- ・当たり前のルールだと思えば、規制ではない。
- ・こうしたことは、大人には一生懸命いっても、なかなかわかってもらえない。そのため、県として、美しい県土づくりの推進のため、今後、景観教育に取り組んでいこうと考えている。この計画の中に盛り込んでもらえるのであれば、県としても積極的に応援していきたいと思う。
- ・委員長にも入って頂いている「美しい県土づくり推進委員会」の中では、「〇〇学」といった地名を冠した、地域の歴史を踏まえたものをやってはどうかという意見が出ている。
- ・この地域ではこういう景観をつくってきたんだということを、子供の頃から教えていきたい、そういう教材もつくっていきたくて考えている。
- ・子供のときからやってくれば、当たり前のことになる。そういうことが、きれいな景観をつくってきたんだということをわかってもらえれば、いいと考えている。
- ・市の計画の中にも教育といった内容を書き込んでもらえるといいと思っている。

(事務局)

- ・市では景観行政団体を対象とした県の会議に何回か参加させてもらった。
- ・その会議で示された内容を持ち帰り、県とも連携を取りながら、笛吹市としては、芦川地区を景観形成重点地区に指定するということを示させてもらった。
- ・県にも、この取り組みを全県下にPRして頂き、観光や景観への取り組みに関して

少しでも力添えをお願いしたいと思っている。

(委員)

- ・今回の資料で「景観形成推進ゾーン」と「準景観形成推進ゾーン」という位置づけをしてもらい、2つのゾーンの序列はわかるようになったと思う。
- ・第3章の最後に景観形成推進ゾーンと準景観形成推進ゾーンを一枚に重ね合わせた図面を入れた方がいいのではないかなと思う。132ページにいったときに、準景観形成推進ゾーンはどこにいつてしまったのかなと思う。

(事務局)

- ・「景観形成推進ゾーン」「景観形成推進ゾーンの候補」の図については、連携をとりたいと思う。

(委員長)

- ・「②「景観形成推進ゾーン」における景観まちづくりの推進」の項目に両方が入った図面を入れればいいのか。

(委員)

- ・それでいいと思う。
- ・その中から芦川地区をひとつ選定したという記述をするのが一番わかりやすいのではないかな。

(委員)

- ・景観づくりを推進していくためには、第6章の内容が一番重要ではないかなと思う。
- ・図に示されている、市民、事業者、観光客、行政という4つの輪がうまくまわって、はじめて市民個人の景観に対する意識が高まっていくのではないかなと思う。
- ・市民一人一人からボトムアップしていくような意識を持たせることが一番大事ではないかなと思う。
- ・市民、事業者、観光客、行政の役割の記述を充実させ、それを推進していくと景観づくりの取り組みが膨らんでいくのではないかなと思う。

(委員長)

- ・それぞれの役割について、いまの文章だと具体的なイメージが薄いので、少し肉付けしてもらえばと思う。

(事務局)

- ・意見を参考にして、検討させてもらいたいと思う。

(委員長)

- ・会議の終了予定時刻となってしまったが、もう一つ議題がある。
- ・第6章については、だいたい意見が出尽くしたようである。
- ・次の議題である計画書素案全体について説明をお願いしたい。

(2) 計画書素案について

- 計画書素案全体について、これまでの意見を反映し、修正した部分について説明を行った。(説明：事務局)

(委員)

- ・春日居地区について、山の方に古墳群がある。その記述が入っていないように思う。

(事務局)

- ・調べてみて、記述が可能なようであれば、追加したいと思う。

(委員)

- ・横根からつながる積石塚古墳がある。

(事務局)

- ・本日もさまざまな意見を頂いたが、これを修正したものについては、本日の会議録と一緒に郵送させてもらいたいと思う。

(委員長)

- ・蜂城山は神体山ではないのか。

(委員)

- ・実は私もよくわからない。

(委員長)

- ・古代には文字焼きをしていたようだが、よくわからない。
- ・よくわからないので、「神体山や地域のシンボル」という表現が安全ではないかと思う。
- ・意見が出尽くしたようである。
- ・計画の決定までにはまだ時間がある。何か気づいた点があれば事務局に連絡してもらいたい。
- ・何回も議論を重ねているので大きな修正はないと思うが、あまりにも大きな修正事項があった場合には、郵送のやりとりといった方法で、審議をしてもらうこともあるかもしれない。
- ・本日で策定委員会は終了ということであるので、本日の意見については計画を修正して頂けるということを前提に、計画の承認を頂きたい。

○異議なく、全会一致で承認を頂いた。